

千代田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1. 目的

千代田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以降、「アクションプログラム」という。）は、千代田町耐震改修促進計画（2026年-2030年）に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

本アクションプログラムは、千代田町耐震改修促進計画（2026年-2030年）に基づき策定する。

3. 計画（令和8年度）

取組内容	【財政的支援】 ・住宅の耐震診断士派遣事業を実施 ・住宅の耐震改修費（精密診断、補強設計費含む）補助を実施 ・旧耐震の空家に対する除却補助を実施																																																												
	【普及啓発等】 1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・耐震化普及啓発・補助制度リーフレット（問合せ先記載）を各戸に配付 2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、町職員が診断結果を説明し補助制度の案内や相談等を実施 ・耐震性無と診断され、耐震改修が未実施の住宅に対し、電話等による働きかけを実施 3) 改修事業者の技術力向上等 ・改修事業者に対する耐震講習会を1回以上開催（県と共同実施） ・改修事業者リストを作成し公表（県と共同実施） 4) 一般住民への周知普及 ・広報紙で耐震改修の必要性と補助制度を周知 ・役場のエントランスに住宅耐震化普及啓発のパネルを展示（3週間） ・窓口でリーフレットを配付し耐震改修の必要性と補助制度を周知																																																												
目標	1) 住宅の耐震診断士派遣事業を1戸実施 2) 住宅の耐震改修費（精密診断、補強設計費含む）に対する補助を1戸実施																																																												
実績(戸)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>～H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断士派遣</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>診断結果耐震性無</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>改修補助</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	診断士派遣	7	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	診断結果耐震性無	5	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	改修補助	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
年度	～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計																																															
診断士派遣	7	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13																																															
診断結果耐震性無	5	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11																																															
改修補助	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1																																															

4. 自己評価（前年度の取組）

取組実績	【財政的支援】 ・住宅の耐震診断士派遣事業を実施 ・住宅の耐震改修費（精密診断、補強設計費含む）補助を実施 ・旧耐震の空家に対する除却補助を実施
	【普及啓発等】 1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・耐震化普及啓発・補助制度リーフレット（問合せ先記載）を各戸に配付 2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、町職員が診断結果を説明し補助制度の案内や相談等を実施 ・耐震性無と診断され、耐震改修が未実施の住宅に対し、電話等による働きかけを実施 3) 改修事業者の技術力向上等 ・改修事業者に対する耐震講習会を1回以上開催（県と共同実施） ・改修事業者リストを作成し公表（県と共同実施） 4) 一般住民への周知普及 ・広報紙で耐震改修の必要性と補助制度を周知 ・役場のエントランスに住宅耐震化普及啓発のパネルを展示（3週間） ・窓口でリーフレットを配付し耐震改修の必要性と補助制度を周知
課題	・大地震が来ないと思っていたり、倒壊時に周囲に迷惑をかける認識がない等、耐震化の必要性の認識が薄い住民が多い。 ・高齢の住宅所有者は、先々の住宅使用期間が長くないことや、高額な耐震改修費がネックになって、耐震改修に踏み出せない場合が多い。
改善策	・ダイレクトメール、戸別訪問、広報紙などで、耐震改修の必要性及び補助制度について、一層の周知普及を行っていく。 ・安価な耐震改修工法について、改修事業者や住宅所有者に対し、県と連携して周知を行っていく。